

令和8年度 善意銀行配分金

9/14~
10/16



受付開始します

～南区のみなさまからいただいた善意の寄付を配分します～

《対象団体》

- ・地域福祉を推進することを目的とし、原則として活動拠点を南区とする団体
- ・構成員が5名以上であり、構成員の2/3以上が南区民であり、過去1年以上の活動実績がある団体
- ・令和9年1月～12月末までに配分金の活用ができる団体
- ・南区社協の助成金(南区ふれあい助成金等)を除く、他の助成金を受けていない団体

《配分区分》

A. 備品購入や修繕に関する整備費

対 象	① ボランティア等市民活動団体・NPO 法人 ② 障がい当事者・家族団体 ③ 地区社会福祉協議会 ④ その他、南区社会福祉協議会理事会が必要と認めたもの ※過去3年間（令和5年度～令和7年度）配分を受けていない団体が対象です
配分金額	必要経費の2/3 以下で <u>上限 10 万円</u> 以下(千円未満は切り捨て) ※本会の会員(6月末時点)は申請額に+2 万円の増額ができます。



B. 区域で活動しているネットワーク組織の活動運営費

対 象	南区の地域福祉推進に寄与するネットワーク団体
配分金額	<u>上限 10 万円</u>

★善意銀行について★

区民の皆さまからお寄せいただいた寄付金は『善意銀行』としてお預かりしています。
寄付金は、「善意銀行配分指針」に基づき、「南区社会福祉協議会理事会」での審査を通じて、南区の福祉活動団体の活動支援に配分を行います。

○配分金用途例：調理器具、楽器、エプロン、座椅子、大きな鏡、広報用デジカメ、
プリンター、空気清浄機、活動用ジャンパー等

《配分の流れ》

【相談受付】(8月～)



【申請】(9月14日～10月16日)



申請書の提出



【配分決定】



- ・審査 (11月)
- ・決定通知の送付 (12月)
- ・配分 (令和9年1月上旬)



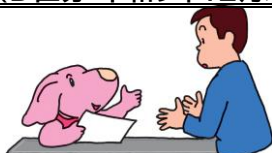
【配分金の活用】 (令和9年1月～12月)



【報告】

(A区分: 令和9年3月末日)

(B区分: 令和9年12月末日)



必要な手続き① 【申請】

- ・申請書は南区社会福祉協議会窓口にて配付いたします。
ホームページからも入手可能です。※8月以降に掲載します。
<http://minami-shakyo.jp/work/zyoseikin/>
- ・申請書に必要事項記載の上、窓口までご提出ください。
- ・消せるボールペン、修正テープ等の利用は無効です。
訂正は二重線で修正してください。

必要書類

- ☐申請書 ☐活動の様子が分かるチラシ・資料
- ☐見積書 (A区分のみ)
- ☐令和8年度予算書(B区分のみ)

【配分決定】

- ・令和8年11月開催予定の「南区社会福祉協議会理事会」にて配分の審査・決定を行い、結果を通知します。
- ・配分は令和9年1月上旬の予定です。

【配分金の活用】

- ・令和9年1月～12月末に配分金を活用してください。

必要な手続き② 【報告】

- ・報告書は、A区分は令和9年3月末日まで
B区分は令和9年12月末日まで
にご提出ください。

必要書類

- ☐報告書 ☐※領収書の写し(A区分のみ)
- ☐令和9年度総会資料 (B区分のみ)
- ※見積書と領収書は申請団体名でお願いいたします。

◎随時相談を受付けております。

～分からないことがあれば記載の問い合わせ先までご連絡ください～

問合せ先: 南区社会福祉協議会 ボランティアセンター
受付時間: 9:30～16:30(土日祝日を除く)
電話番号: 045-260-2531
Eメール: volu-cen@minami-syakyo.jp